

ダッソー・システムズ
業務行動規範
2007年9月3日

For Reference Only

目次

法令順守.....	4
DS グループ内およびエコシステム内での相互交流	
相互の尊重.....	4
DS の尊重.....	4
カスタマーおよびパートナーの尊重.....	5
競合他社の尊重.....	5
規制機関の尊重.....	5
環境の尊重.....	5
会社資産の保護	
知的財産.....	6
機密情報および専有情報.....	7
電子メディアおよびデジタル・メディア.....	8
業務の運営	
利益相反.....	9
インサイダー取引.....	9
財務記録・報告.....	10
内部告発手続.....	11

はじめに

ダッソー・システムズとその子会社（「DS グループ」と総称）は、もっとも高い水準の業務遂行を誓っています。プロダクト・ライフサイクル・マネジメント（PLM）ソフトウェア・ソリューション分野における世界的リーダーとして、健全な業務慣行は、創業以来、DS グループの精神にとって欠くことのできない要素となっています。

当グループに深く根付いた価値観およびビジネスのやり方は、個人として、また企業としての、わたしたちの立場を明確にします。健全な業務慣行は、社員、カスタマー、パートナー、供給業者、同業者、規制機関、競合他社との間の相互関係において基礎をなすものです。わたしたちは、いかに困難な状況にあっても、誠実さ、フェアプレー、人の尊重、および妥協することなく「正しいことを行うこと」によって、信頼に満ちた長期的な関係が築かれることを信じています。わたしたちは、基本的人権を保護すると共に、多文化的な組織の持つ豊かさと多様性を尊重し活用する姿勢を貫きます。

本業務行動規範は、DS グループとその社員がビジネスを倫理的に行う方法について述べています。これは、わたしたちがDS グループの活動範囲内において適切な業務決定および相互交流を確実に行う助けとなるガイドであり、より所となるものです。

本概要は、健全なビジネス倫理を順守・実践するためにDS グループ内で求められる、あらゆる事例を取り上げること意図したものではありません。むしろ、決定を行うに際して社員一人ひとりの手助けとなること、及びこうした基本原則を行動の指針とすることが、相互信頼と相互尊重といった環境醸成や、妥協のない誠実性に関する当グループの世界的名声の推進につながる点を再確認してもらうことを狙いとしています。本規範は、各DS グループ企業内において、個人の権利や雇用法についてさらに詳しく説明する社内方針マニュアルによって補足されます。

本規範は、職務内容や地位にかかわらず、DS グループの全社員に対して適用されます。

法令順守

DS グループは、業務の誠実性を保証することを誓う。これはとりわけ、DS が業務を行っている国々において施行されている法律、規則、規制を各社員が尊重することを意味している。社員は、国連世界人権宣言や国際労働機関の各種基本条約といった、社会的責任に適用される国際基準も順守する。

本規範で定められている倫理規定および業務行動ガイドラインは、こうした国際的な法律、規制、義務、主要原則に取って代わるというより、それらを補完するものである。相互に相いれないものである場合は、本規範におけるガイドラインよりも、国内法令が優先される。

DS グループ内およびエコシステム内での相互交流

同僚、カスタマー、ビジネス・パートナー、競合他社、規制機関に対する我々の責任

DS グループの人材は、グループにとって最も大切な資産であり、組織の豊かさの源泉である。我々には、グローバルなチームとして成功を収めるための信条がある。それは、全員が最善の努力をして、信頼を形成し、個人としてまたプロフェッショナルとして成長することによって、人々に力を与える環境づくりに貢献しなくてはならないということである。当グループのチームは、共に働き、専門スキルを高め、知識を共有し、お互いから学ぶことによって、共に成長する。

我々は、あらゆる文化の多様性を尊重し、その本来の豊かさを活用する。個人の貢献を評価し、イノベーションを刺激する環境を創出することにより、我々は事業の長期的存続を確保する。

我々のすべてのビジネス・パートナーシップは、長期的な観点からを、双方にメリットのある（ウィン・ウィン）関係に基づいて確立される。

相互の尊重

我々の企業文化は、相互の尊重、公正さ、および人材の多様性の尊重に基づいている。採用、教育訓練、昇進、配属およびその他の雇用決定は、適性、能力、実績およびその他の事業上の必要性に基づいて行われる。我々は、社員および個人のプライバシーを尊重し、効果的な業務目的のために必要とされる社員情報を保護する。我々のすべての活動は、我々がビジネスを行う国々における地域・国内の雇用法を順守して行われる。

我々は、いかなる種類の差別、嫌がらせ、脅しもない業務環境を提供することを約束する。DS グループは、性別、人種、肌の色、宗教、年齢、性的指向、未婚・既婚の別や妊娠の有無、姓、健康状態、障害、人種・国籍、政治信条や労働組合加入の有無、およびその他の特徴などに基づく嫌がらせや差別を厳重に禁止する。

安全かつ安心できる業務環境は、職務を遂行するための前提条件であり、我々は、一人ひとり全員が職場における自らの安全とともに、自らの行為や不作為の影響を受ける他者の安全を確保するために妥当な注意を払うことを要請する。DS グループは、安全衛生に関して適用される法律・規制を順守する。我々は、事故、怪我、危険な機器・設備、暴力、または安全を脅かすあらゆる事項を速やかに報告する。

DS の尊重

会合や会議といった社外の行事に参加するときには、自らが会社を代表していること、そして一人ひとり全員が DS の評判に寄与していることに留意する。

我々は、会社、会社の価値観、チーム、経営陣についての好ましいイメージを与え、また、いかなる業務状況下においても誠実さとプロ意識を持って行動するよう、気を付ける。

カスタマーおよびパートナーの尊重

カスタマー、供給業者、ビジネス・パートナーと我々の長期的関係は、すべての DS 社員の持続的な誠実さの上に築かれる。我々は、ハイテク産業内のベストプラクティスに従い、カスタマー、ビジネス・パートナー、そして DS グループの最良の利益のためにビジネスを行う。カスタマー、ビジネス・パートナーと我々のコミュニケーションは、これらの要請に従うものである。我々は、カスタマーのプライバシーを尊重し、カスタマーの情報を DS グループの契約に従って注意深く取り扱う。

競合他社の尊重

DS グループは、グループがビジネスを行う国々の法律に従うとともに、国際ビジネス倫理原則を守り、市場において精力的かつダイナミックに競争を行う。我々は、競合他社の情報を適切に収集する。すなわち、公の情報、公開提出書類、見本市、業界調査、信頼できるコンサルタントおよびカスタマーとの適切な交流を通じて収集する。

規制機関の尊重

2つの証券取引所に上場し、世界規模で事業を展開する国際グループとして、DS グループはさまざまな機関と定期的にコミュニケーションを行う。財務報告においては、株主、カスタマー、パートナー、社員の信頼を維持する上で重要な、記録および財務報告の正確性と整合性を保証する。また財務報告が、完全、公正、正確、タイムリーかつ理解可能であるよう、適切な内部統制方針および方法を推進する。調査または検査の際には、質問に対して包み隠さず答え、規制当局の担当者との話し合いにおいては、率直かつ誠実であることを約束する。

環境の尊重

企業の社会的責任（CSR）は、DS グループの使命の核心をなすものである。環境面の柱は、カスタマーが、より安全かつ原材料とエネルギーの利用を最適化する製品をつくることを可能にするエコ・デザインに置かれる。DS グループは、自らの事業活動が自然環境に及ぼす影響を最小限に抑えることも目指す。また、この問題に関する国際的および国ごとに適用される法律を順守することを約束する。こうした目的のため、DS グループは、グループ施設の管理およびグループ全体にわたる関連業績の測定に、率先して環境要因を盛り込む。職場での日常的行為を通じた我々一人ひとりの役割が、こうした分野における DS のさらなる向上を助ける上での鍵となる。

会社資産の保護

資産の保護は、有形資産であれ、無形資産であれ、我々の事業にとって必要不可欠である。我々は、DS グループの資産を非倫理的な事業目的に使用しない。

資産には以下を含むが、以下に限定されるものではない。

- ・ 知的財産（プログラムおよびコードを含む）
- ・ 下記に定義する機密情報および専有情報
- ・ 社員データ
- ・ 製品、すなわち社内向けまたはカスタマーやパートナーへの納入用につくられる開発物
- ・ コンピュータ
- ・ カスタマーまたはパートナーのリストおよび情報
- ・ 機器・設備

知的財産

知的財産とは、著作権、特許、企業秘密、商標および／または意匠・実用新案に関連した国内および国際法ならびに条約に従って保護され、また保護が可能な、人間の知性によるあらゆる芸術

作品である。DS グループは、他者の知的財産を尊重し、コード、ソフトウェア、文書などの他者に帰属する知的財産を適切なライセンス契約に基づき使用する。

知的財産は重要な DS グループ資産である。したがって、その保護は DS グループのビジネスの成功と成長にとって必要不可欠である。

知的財産の例には以下を含むが、以下に限定されるものではない。

- ・ 発明
- ・ 特許
- ・ イノベーション
- ・ 商標
- ・ ノウハウ（例えば方法やプロセス）
- ・ 意匠およびモデル
- ・ 文書、仕様書、予備的設計ツールに含まれる情報

留意事項：

- ・ DS グループを退職した後も、我々全員が DS グループの知的財産を保護する責任を負っている。我々は DS グループの方針に従い、知的財産に関する手続を履行する。
- ・ 知的財産保護の重要な一面は、DS グループの企業秘密およびその他の専有情報の秘密を保持し、その使用を制限することである。
- ・ 当グループの知的財産に関連している可能性のある製品やソフトウェアを DS グループ外で開発する場合には、事前に国内人事ディレクターの書面による許可を取得しなければならない。
- ・ DS グループの法務部門は、知的財産権に関する追加情報を提供することができる。

機密情報および専有情報

機密情報

機密情報とは、人（個人もしくは企業、DS グループ企業、または第三者）に関連した、または人の所持する情報またはデータで、契約または法律によりその情報の伝達が禁止されているものである。機密情報は、明確に特定された集団または個人のみがアクセスでき、それらの者に対してのみ開示される。機密情報は、安全な環境、かつ管理のされた状態で保管され、公開することはできない。

機密情報の例には以下を含むが、以下に限定されるものではない。

- ・ DS グループの正規チャンネルの一つを通じての一般公開が、未だ行なわれていない情報
- ・ 「秘密 (Confidential)」と表記された文書。例えば、ITAR (国際輸送規則) や EAR (輸出管理規則) などの軍事文書を含む。
- ・ 未公表の企業戦略
- ・ 現在または将来の研究開発プログラム、技術的ブレークスルー、最先端技術、発明、予定された合併、買収、投資または投資資本の引きあげ
- ・ カスタマーやパートナーから受け取った、開発計画/モデル、その他の情報で、第三者へ伝達することが明示的に許可されていない情報
- ・ カスタマーやパートナーとの間で進行中の話し合い内容
- ・ 財務情報 (実績・予測を問わず)
- ・ (個人から会社に提供される) 社員の個人情報

専有情報

専有情報とは、人（個人または会社）に関係する、または人によって所有される情報またはデータで、適用される知的財産法および／または企業秘密法によって保護されているか否かにかかわらず、広く開示することを意図されていないものである。これは、機密のこともあれば、そうでないこともある（機密である場合には、機密扱いに関係した上記のガイドラインが、以下に定める専有情報の使用に関係したガイドラインに加えて適用される）。専有情報の使用は、その情報がDSグループに帰属するものであれ、第三者に帰属するものであれ、所有者からの事前の正式な許可を必要とする。専有情報の使用はいかなるものであれ、そうした許可の厳密な限度内で行われる。

専有情報の例には以下を含むが、以下に限定されるものではない。

- ・ 社内メモ、社員へ送付された情報
- ・ 組織図
- ・ チーム目標、データ
- ・ 仕様書、論理式（フォーミュラ）、設計、発明

留意事項：

- ・ 文書が機密であることが確実に分かるよう、必ず「秘密 (Confidential)」と表記すること。
- ・ DSグループの事業活動に関する機密情報または専有情報を預かった者または所持する者は、この情報を機密に保ち、認められた事業目的のみに使用すること。
- ・ DSグループの活動に関係する専有情報または機密情報は、DSグループ内外の指定された人へのみ開示する。
- ・ カスタマーの開発計画やベストプラクティスなどの、カスタマーやパートナーに帰属する機密情報および専有情報は開示しない。
- ・ （例えば家族と一緒にいるような状況において）自らを表現する自由を侵害することなく、DSグループ、カスタマーまたはパートナーの専有情報または機密情報について公の場（例えば飛行機、列車、レストラン、セミナー）で話さないよう注意する。近しい関係にある者、仕事の上で関係のある者、またはその他の第三者と話す際に、相手がDSグループ、カスタマーまたはパートナーと関係がある場合には、話題にも特別の注意を払う。
- ・ DSの名における、メディア、記者、コンサルタント、アナリストとのコミュニケーションは、DSグループ、カスタマーまたはパートナーの評判や株価に影響を及ぼすおそれがあるため、指定された者のみとその任にあたること。

電子メディアおよびデジタル・メディア

DSグループは、社員用に多くの形態の電子メディア、デジタル・メディアおよびサービスを提供する。こうしたメディアは、DS専有であるだけでなく、DSグループの事業利益の促進および生産性と効率性の向上を意図したものである。電子メディアおよびデジタル・メディアを個人用（事業目的以外）に随時使用することは認められるが、度が過ぎたり、事業利益に反していたり、社員の職務遂行や他人の職務遂行を妨害したりしてはならない。

電子メディアおよびデジタル・メディアの例：

- ・ コンピュータ

- ・ Eメール
- ・ 電話
- ・ ボイスメール
- ・ コピー機
- ・ ファクス
- ・ 携帯電話
- ・ テレビ会議
- ・ インターネットおよびイントラネット

留意事項:

- ・ セキュリティ上の理由から、パスワードは個人別であり、ほかの誰にも開示されない。ビジネスに不可欠な場合にのみ、パスワードを共有することができ、その場合は自らの行動に責任を持つこと。
- ・ 機密情報として分類されている情報は、確実に機密情報として扱うこと。
- ・ 自分あてではない情報、または他の社員に帰属する情報は、それが容易にアクセス可能であっても、それを閲覧、複写、開示、修正、削除しようとしなないこと。
- ・ コンピュータまたはネットワーク・セキュリティ対策（例えば、他人のログイン名やパスワードへの不正アクセス防止、電子ファイルの監視）を順守すること。
- ・ DS グループや他の第三者にとってセンシティブな性質（機密性または専有性）を持ちうる資料を、電子メディアを用いて送信、保存、または受信する際には、安全なチャネルを用いること。

業務の運営

利益相反

我々は、客観性と雇用主への忠誠心を持って業務を行なうことを期待される。しかし、場合によっては、DS グループの利益に関して客観的に選択、提案、決定、または行動する能力に影響を及ぼしかねない状況、または、DS グループに不利益となる形で、自分、近親者、関係者に直接あるいは間接的に利益をもたらす状況に置かれうる。潜在的な利益相反状況は、とりわけ、経営陣、財務、法務、人事、研究、開発、戦略、コミュニケーション、営業、販売チャネル管理、マーケティング、サポート、サービス、または情報技術部門などに属する社員に関係しうる。

利益相反を生み出しうる状況の例には以下を含むが、以下に限定されるものではない。

- ・ DS グループの利益を妨げる活動または雇用への従事。
- ・ 自分または近親者が、競合他社、パートナー、カスタマーもしくは供給業者の取締役会の一員、または技術アドバイザーを務める。
- ・ DS グループが取引している、または取引することを意図している企業に対し、所有権または利権を有している。

人事ディレクターは、利益相反を生み出しうる状況に関する追加情報を提供できる。

報告する正当な理由があると考え、かつ、事実を述べて裏付け証拠を提供できるならば、

内部告発手続に従って報告を行うことができる。そうすることで、利益相反を潜在的に生み出しうる状況・取引の適切な分析が可能になり、必要であれば、すべての関係者を保護するための予防対策が立てられる。

- ・ カスタマー、パートナー、または供給業者との間で贈り物、食事、接待を行ったり、受けたりすることは、一般的な商慣行である。我々は、この慣行が妥当な金額のものであり、その意図が善意によるもので、かつ関係を増進することにある限り、容認されることを承知している。しかしながら、有利に計らってもらうため、またはカスタマー、パートナー、供給業者もしくは当社の判断に影響を及ぼすために、こうした慣行を持ちかけること、容認すること、利用することはしない。

インサイダー取引

法律によれば、上場企業が発行する証券の株価に影響を及ぼす可能性があり、当該上場企業についての非公開情報を所持している人は、当該の情報が一般に向けて開示されていない限り、その企業の株式の売買を行うことができない。売買を行うと、その人はインサイダー取引違反を犯すことになる。インサイダー取引者は、刑事・民事両方の責任を問われる。

インサイダー取引者は、以下の場合に責任を問われうる。

- ・ その人が部外秘情報を偶然知った場合でも（例えば、別の社員から打ち明けられて）。
- ・ その人が取引から利益を得ない場合でも。
- ・ 情報が第三者に伝えられ、その第三者が上場株式の売買にかかわる取引を行った場合でも。

株価に影響を及ぼす可能性があり、したがってインサイダー取引の危険を引き起こしかねないと見なされうる情報の例には以下を含むが、以下に限定されるものではない。

- ・ 未公表の財務諸表、配当、決算に関する発表
- ・ 収益の見通し
- ・ カスタマー、パートナーと進行中の話し合い内容
- ・ 主要な取引、重要な合併および買収
- ・ 主要なマーケティング活動についての変更
- ・ 重要な国内・対外投資活動
- ・ 偶発的な損失や営業上の数値で財務へ大きな影響を及ぼすもの

ダッソー・システムズはユーロリスト（パリ）とNASDAQ（ニューヨーク）の両方に上場しているため、我々はインサイダー取引に関係したフランスと米国の法律を順守する。

したがって、インサイダーの立場に身を置くのを避けるべく、

- ・ DSの株式またはカスタマーやパートナーの証券の売買は、そうした企業に関する非公開情報を所持しているときには行わない。
- ・ 株式市場で証券を売買するためにその情報を利用しうる人（親せき、友人、知り合い、ビジネス・パートナー）には、たとえ故意ではないとしても、こうした情報を開示しない。

財務記録・報告

ユーロリストとNASDAQの両方に上場している企業として、DSグループは、厳密な会計原則・

規制を順守することを求められる。一般に公正妥当と認められている会計原則に基づくとともに、社内手続・規則に従って、すべての取引が、適切に特定され、分析され、会計帳簿に確実に記録されるようにすることが必要不可欠である。我々は、会計および財務報告に関連した法律違反が、DSグループとその経営陣を相手取った民事および刑事訴訟につながりうることを承知している。

財務報告や会計に直接関与しているか否かを問わず、我々のほとんどが、伝票、タイムシート、請求書、経費報告書、およびその他の種類の財務的な取引にかかわることになる。我々は、すべての業務記録および報告が正確、完全、かつ信頼できるものであることを保証する。

留意事項：

- ・ 意図的な不実の表示（いかなる理由であれ、誤った、または誤解につながる記録を故意に作成する試み、および、財務報告書に記載された取引の本質を隠ぺいまたは偽装する試み）は容認しない。
- ・ 他人がそうした不正行為を行ったり、誤解につながる財務報告書を作り上げたりすることに手を貸さない。
- ・ DSグループへの有利な取り計らいを確保することを目的とした支払であるか否かにかかわらず、いずれかの個人（公務員を含む）、企業（カスタマー、パートナー、供給業者、サービス・プロバイダーを含む）、または組織に対して直接あるいは間接的に利益をもたらす、賄賂、「袖の下」、またはそれに類するものために、DSグループの資金・資産を一切支払わない／使用しない。政党、関係政治活動グループまたは立候補者に献金を行うために、DSの資産を一切利用しない。
- ・ 報告する正当な理由があると考えられる場合には、不適切な財務報告や会計につながる状況を、できるだけ速やかに、内部告発手続に従って報告することができる。

内部告発手続

以下に述べる内部告発手続の使用は、強制的なものでも排他的なものでもない。

報告する正当な理由があると考えられる場合には、内部告発手続に従って、会計、財務、または贈収賄予防といった分野における、業務行動規範で述べられた原則の重大な違反を DS グループ内の然るべき個人に報告することができる。本手続のもとでは、その他のいかなる種類の報告も行うことができない。ただし、認識された違反が DS グループの重大な利益または DS グループ社員の身体的・精神的保全に影響を及ぼす場合（知的財産権の侵害、極秘情報の開示、利益相反、インサイダー取引、差別、モラルまたはセクシャル・ハラスメントの場合を含む）には、内部告発手続を用いる。

業務行動規範で述べられた原則の違反疑惑を報告するときには、自分の氏名を明かすことがぜひとも推奨される。

報告の手続は以下の通りである。

- 最初の連絡先は人事ディレクター
- 人事ディレクターがからんだ利益相反の場合には、CEO または同等の地位の代表者に報告を提出のこと
- ただし、利益相反が CEO または同等の地位の代表者にもからんでいる場合には、グローバル倫理委員会 (People.EthicsCommittee@3ds.com) に直接、報告を提出のこと

業務行動規範で述べられた原則の違反を報告する詳しい手続は、人事部門によって DS グループ各社に通知され公開される。

匿名の報告は、必要な事実究明調査を困難にするため、推奨されない。匿名の報告は、内部告発者を保護する組織の能力の妨げにもなる。報告には、妥当性の予備的分析が加えられる。

DS グループは、いかなる内部告発者の氏名も機密に保つことを約束する。たとえ潜在的報告対象者がデータ・プライバシーに関する基本的なアクセス権、訂正権、反対権を行使したとしても、潜在的報告対象者に内部告発者の身元が明かされることはない。

DS グループは、業務行動規範で述べられた原則の違反に関する真実の情報を、誠実に提出したことが原因による個人への報復を一切禁止する。

（ダッソー・システムズの利害関係者の利益を害することを意図した）本手続の乱用は、乱用の張本人に対する懲戒処分や訴訟手続につながりうる。逆に、本手続を誠実に使用する場合には、たとえその後、違反の事実が立証されなくとも、内部告発者が制裁を受けることはない。

適用のある法律違反や、本規範で述べられた原則の違反の疑惑を報告する場合は、客観的な事実、日付、氏名を添えて状況を正確に述べるとともに、できるだけ多くの裏付け証拠を提出して、客観的方法によるさらなる調査を可能にするとともに、誹謗中傷に堕することがないようにする。報告される事実の性質について述べるために用いる表現では、事の真偽が不確かであることを明示すること。調査が終わるまでは、できるだけ口外しないことも重要である。調査を実施するに十分な情報を欠いたケースは、早々に打ち切れアーカイブに保管される可能性がある。

提出されたケースは、さらなる調査の必要性和、適用法に従った適切な行動方針を判断すべく、入念に評価される。

報告がアーカイブに保管されたなら、潜在的報告対象者はその旨通知を受け、アクセス権や訂正権を行使できる。

欧州連合外のすべての DS グループ企業は、欧州データ・プライバシー指令に関する欧州指令に従うことを、したがってまた、セーフ・ハーバー（宥恕規定）を順守すること、または企業間データ移転契約を締結することを約束する。

DS グループのフランスの親会社であるダッソー・システムズは、上記の内部告発手続に責任を持つ。ダッソー・システムズは、適用法規に照らして本規範を修正する権利を有する。その場合には、新バージョンが全世界のすべての DS 社員に通知される。

For Reference Only